

池田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

池田町

池田町教育委員会

池田町選挙管理委員会

池田町農業委員会

池田町議会

池田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、池田町、池田町教育委員会、池田町選挙管理委員会、池田町農業委員会及び池田町議会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、池田町女性職員活躍推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町農業委員会事務局及び町議会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町農業委員会事務局及び町議会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 女性職員の配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

①目標

ア 将来、管理的地位及び各役職段階にある職員に占める女性職員の割合が高くなるように、出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて、柔軟な育成方針を立てる。

イ キャリア形成のため、研修の機会を確保し、OJTの効果が期待できるポストに積極的に配置する。

②今後の取り組み

ア 係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

- イ 女性職員を交流研修やマネジメント等の研修の機会を設ける。
- ウ 女性職員を人事・財政・企画・議会担当、土木、農政等多様なポストに積極的に配置する。

(2) 長時間勤務関係

①目標

- ア 年次休暇の取得12日間（令和2年 7.5日間）
- イ 平均時間外勤務時間を年間80時間に削減する。（令和2年度 110.2時間）

②今後の取り組み

- ア 月初めに所属係で打ち合わせする機会を設け、各職員月1日の年次休暇を計画的に取得する。
- イ 毎週水曜日を定時退庁時と定め、原則時間外の会議等を開催しない。
- ウ 毎週月曜日及び金曜日についても、時間外勤務自粛日とし、イと併せて、該当日の概ね午後5時に庁内放送でメッセージを発信する。

(3) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

①目標

- ア 男性職員の配偶者出産休暇 10%以上1日以上（令和2年度 100%）
- イ 男性職員の育児参加休暇 10%以上1日以上（令和2年度 50%）
（取得可能職員2人）

②今後の取り組み

年1回取得を啓発するとともに、特に①については個別に所属長又は人事担当から啓発し、活用を促進する。

参考 【把握項目】女性職員の職業生活における活躍に関する状況

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

令和2年度実績 57.1%

(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異（令和2年4月1日時点）

女性 14年 男性 18年5月 差 △4年5月

(3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（令和2年度）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
男	19.8	14.1	10.4	11.1	11.7	9.9	8.8	12.2	9.0	8.8	15.3	18.8	149.7
女	8.2	6.6	6.7	4.8	3.9	5.9	4.2	6.5	6.2	6.1	8.3	9.4	76.8
計	13.5	10.1	8.4	7.7	7.5	7.7	6.3	9.1	7.5	7.4	11.5	13.7	110.2

(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 20.0%

(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和2年4月1日時点）

- | | |
|-----------|-------|
| ①課長及び参事 | 20.0% |
| ②課長補佐 | 40.0% |
| ③係長及び統括主査 | 26.1% |

(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（令和2年度）

女性 100% 男性 0%

(7) 年次休暇取得日数（令和2年）

女性 9日0時間 男性 6日1時間 全職員 7日4時間